次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（避難所及び応急仮設住宅の供与） **第二条**　法第四条第一項第一号の避難所及び応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。 一　［略］ 二　応急仮設住宅 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。 イ　建設型仮設住宅 (1)　［略］ (2)　一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五百六十一万円以内とすること。 (3)～(7)　略 ロ　［略］ （炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給） **第三条**　法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。 一　炊き出しその他による食品の給与 ［イ・ロ　略］ ハ　炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千百四十円以内とすること。 ニ　［略］ 二　［略］ （被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与） **第四条**　法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。 ［一・二　略］ 三　生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定すること。 イ　住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯 ［略］ ロ　住家の半壊、半焼その他これに準ずる程度の損害を受けた世帯 ［略］	（避難所及び応急仮設住宅の供与） **第二条**　法第四条第一項第一号の避難所及び応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。 一　［同上］ 二　応急仮設住宅 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。 イ　建設型仮設住宅 (1)　［同上］ (2)　一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五百五十一万六千円以内とすること。 (3)～(7)　同上 ロ　［同上］ （炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給） **第三条**　法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。 一　炊き出しその他による食品の給与 ［イ・ロ　同上］ ハ　炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千百三十円以内とすること。 ニ　［同上］ 二　［同上］ （被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与） **第四条**　法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。 ［一・二　同上］ 三　生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定すること。 イ　住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯 ［同上］ ロ　住家の半壊、半焼その他これに準ずる程度の損害を受けた世帯 ［同上］

季別	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	の額	の額	の額	の額	の額	［略］
	一万八千五百円	二万三千八百円	三万五千百円	四万二千円	五万三千二百円	
冬季	三万六百円	三万九千七百円	五万五千二百円	六万四千五百円	八万千二百円	一万千二百円

季別	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	の額	の額	の額	の額	の額	［同上］
	一万八千四百円	二万三千七百円	三万四千九百円	四万千八百円	五万二千九百円	
冬季	三万四百円	三万九千五百円	五万四千九百円	六万四千二百円	八万八百円	一万千百円